

○杉戸町予防接種健康被害調査委員会設置条例

平成3年9月30日

条例第15号

(設置)

第1条 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種の実施により発生した健康被害（以下「健康被害」という。）の適正かつ円滑な処理に資するため、杉戸町予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、町長の諮問により、健康被害について、医学的見地から調査及び審議（以下「調査等」という。）し、その結果について文書をもって報告するとともに必要な助言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号のうちから選任された者を町長が委嘱又は任命する委員6人をもって組織する。

- (1) 杉戸町医師会 2人
- (2) 埼玉県幸手保健所長 1人
- (3) 町職員 2人
- (4) 埼玉県知事が推薦する専門医 1人

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第4号に規定する委員にあつては、当該健康被害の調査等に要する期間とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年1月17日条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(杉戸町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 杉戸町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例 (昭和35年杉戸町条例第13号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成19年6月22日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日条例第7号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。